

道路交通法の一部改正

駐車違反には厳しい措置がとられます

増える自動車台数と運転免許人口——この数と同じように、交通事故はここ数年増加し、交通事故死も五年連続して九千人を突破しています。このような交通事故の原因の一つとして、交通の流れを妨げる違法駐車があります。また、現在の交通違反等に対する罰金や反則金の額は、最近の物価水準などに比べ著しく低いため、違反行為を防止する機能が低下していることもあげられます。

交通事故を減らし、安全な交通環境をつくるため昨年、道路交通法の一部が改正され、4月1日から施行されることになりました。そこで、主な改正点を見てみましょう。

1 パーキング・チケットによる短時間路上駐車ができます

パーキング・チケット発給設備から、パーキング・チケットの発給を受け(有料)、それを車のフロントガラスの内側の、前から見やすいところに掲示すると、所定の時間駐車することができます。



▲パーキング・チケット券売機
パーキング・チケット見本

2 駐車違反ステッカーを勝手にはがすと処罰されます

駐車違反をしてはられたステッカーを勝手に破ったり、取り除くと処罰(二万円以下の罰金または科料)されます。

3 違法駐車車両のレッカー移動が活発に行われます

4 罰金・反則金が引き上げられます

5 交通反則通告制度(青切符)の適用範囲が拡大されます

今回の法律改正で、過去一年以内に反則行為をして免許停止処分を受けたことがあっても、特定の反則行為の場合は、交通反則通告制度が適用されます。

6 行政処分の基礎点数(違反点数)の一部が変わります



道交法の一部改正による道交法違反の反則金額一覧表 (単位:円)

違反(反則)行為	反 則 金 額								違反点数 (改正点)
	改正後				改正前				
	大型	普通	自二	原付	大型	普通	自二	原付	
速度違反 25km/h以上30km/h未満	25,000	18,000	15,000	12,000					3
速度違反 20km/h以上25km/h未満	20,000	15,000	12,000	10,000	15,000	10,000	8,000	7,000	
速度違反 15km/h以上20km/h未満 しゃ断踏切立入り等	15,000	12,000	9,000	7,000	10,000	8,000	6,000	5,000	
速度違反 15km/h未満 信号無視(赤色等)・通行区分違反・ 整備不良車両(制動装置等)等	12,000	9,000	7,000	6,000	8,000	6,000	5,000	4,000	
信号無視(点滅)・通行禁止違反・一 時不停止・整備不良(尾燈等)等	9,000	7,000	6,000	4,000	6,000	5,000	4,000	3,000	
駐停車違反(禁止場所等)	15,000	12,000	7,000		6,000	5,000	3,000		2
駐車違反、駐停車方法違反等	12,000	10,000	6,000						
定員外乗車・路線バス等優先通行帯 違反・警音器吹鳴義務違反等	7,000	6,000		4,000	5,000	4,000		3,000	
交差点右左折方法違反・初心運転者 標識表示義務違反等	6,000	4,000		3,000	4,000	3,000		2,000	
免許証不携帯等	3,000				2,000				